

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 5月27日
【会社名】	株式会社R V H
【英訳名】	RVH Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 沼田英也
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂二丁目13番5号
【電話番号】	(03) 6277 - 8031 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 斉藤 順市
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂二丁目13番5号
【電話番号】	(03) 6277 - 8031 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 斉藤 順市
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成27年5月25日開催の当社取締役会において、当社を株式交換完全親会社、株式会社スカイリンク（以下、「スカイリンク」という）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」という）を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株式交換の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業内容

商号	株式会社スカイリンク
本店の所在地	東京都渋谷区恵比寿1 8 11 スカイエビスビル5階
代表者の氏名	代表取締役 松本祐一郎 代表取締役 清水博康
資本金の額	10,000千円（平成27年4月30日現在）
純資産の額	16,892千円（平成26年5月31日現在）
総資産の額	458,585千円（平成26年5月31日現在）
事業の内容	ソーシャルゲーム制作、WEBサイト企画制作、クロスメディア制作

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益および純利益

事業年度	平成24年5月期	平成25年5月期	平成26年5月期
売上高（千円）	267,756	778,690	1,746,857
営業利益（千円）	32	4,722	16,386
経常利益（千円）	564	4,080	13,205
当期純利益（千円）	594	4,314	10,916

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（％）
松本祐一郎	3.76%
清水博康	3.76%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

(2) 本株式交換の目的

スカイリンクは、2005年の設立以降、主にゲームアプリ開発、Webサイト企画制作、クロスメディア制作等の開発企業として、大手広告代理店及びナショナルクライアント案件を多数の実績を有しております。特にゲームアプリ開発においては、株式会社D2Cがパブリッシングする150万ダウンロードを突破した「NBAドリームチーム」や「疾風幕末演義」「繚乱三国演義」「関ヶ原演義」「ロストクルセイド」など有力なゲームアプリの受託開発運営を行うほか、今般は、自社パブリッシング展開をしております。また、台湾にネイティブアプリ開発やクリエイティブ制作などを行う開発スタジオ（天空連線有限公司）を設立するなど、海外展開への基盤を整備し、ゲームアプリ開発会社として技術・ノウハウを積み重ねながら着実な成長を遂げております。

当社は、平成27年4月1日より持株会社体制に移行し、新たな事業領域への参入による収益拡大を目的とした経営戦略を打ち出し、積極的なM&A戦略を推進しております。

今回、スカイリンクを完全子会社化することにより、スマホ領域における著しい成長分野であるゲームアプリ市場に効果的かつ効率的に参入するとともに、スカイリンクのWEB開発力を活用し、当社グループの株式会社リーガルビジョン及びK2D株式会社の広告事業及びコンサルティング事業におけるWebサービスの拡充を加速することができ

ます。また、スカイリンクの台湾スタジオを当社グループ各社のアジア展開における橋頭堡として活用することで、今後、グループ全体の海外事業を推進することが可能となると判断しております。

なお、スカイリンク株式の取得に際しては、当社の財務状況、今後の事業拡大に伴う手元流動性資金確保等の観点から、金銭による取得ではなく株式交換にてスカイリンクを完全子会社化することが相当であると判断したことから、本株式交換を実施することといたしました。

(3) 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当の内容、その他の本株式交換契約の内容

本株式交換の方法

当社を完全親会社、スカイリンクを完全子会社とする株式交換となります。本株式交換は、当社は会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、当社の株主総会決議による承認を得ることなく行い、スカイリンクは平成27年5月25日開催の臨時株主総会の決議による承認を得た上で、平成27年6月16日を効力発生日として行う予定です。

本株式交換に係る割当の内容

会社名	株式会社RVH (株式交換完全親会社)	株式会社スカイリンク (株式交換完全子会社)
株式交換に係る割当の内容	1	4,350
株式交換により発行する新株式数	普通株式：870,000株	

(注) 1. 本株式交換に係る割当の比率

スカイリンク株式1株に対し、RVH株式4,350株を割当交付いたします。

2. 単元未満株式の取り扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式(100株未満の株式)を保有する株主が生じることが見込まれますが、当社の単元未満株式を所有することとなる株主の皆様におかれましては、会社法第192条第1項の定めに基づき、当社に対し自己の保有する単元未満株式の買取を請求することができます。

3. 1株に満たない端数の処理

本株式交換により交付する株式に1株に満たない端数がある場合、当社は会社法第234条の規定に基づく処理を行います。

その他の本株式交換契約の内容

当社が、スカイリンクとの間で平成27年5月25日に締結した株式交換契約の内容は、以下のとおりであります。

株式交換契約書

株式会社RVH(以下「甲」という。)株式会社スカイリンク(以下、「乙」という。)とは、平成27年5月25日付で、次のとおり合意し、本株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(本株式交換)

本契約の定めるところにより、甲および乙は、両者間で株式交換(以下「本株式交換」という。)を実施し、乙の発行済株式の全部を甲に取得させる

2. 本株式交換の株式交換完全親会社および株式交換完全子会社をそれぞれ次のとおり定める。

(1) 株式交換完全親会社：甲

(商号)：株式会社RVH

(住所)：東京都港区赤坂二丁目13番5号

(2) 株式交換完全子会社：乙

(商号)：株式会社スカイリンク

(住所)：東京都渋谷区恵比寿一丁目8番11号

第2条(本株式交換に際して交付する株式およびその割当て)

甲は、本株式交換に際して、乙の株主に対し、その所有する乙の普通株式に代わる金銭等として、甲の普通株式870,000株を交付する。

2. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換が効力を生ずる時点の直前日(以下「基準日」という。)の乙の株主名簿に記載または記録された乙の株主(以下「本割当対象株主」という。)に対し、その所有する乙の普通株式に代わる金銭等として、その所有する乙の普通株式の合計数に4,350を乗じて得た数の甲の普通株式を新たに発行し、割当・交付する。

3. 前二項に基づいて本割当対象株主に交付しなければならない甲の普通株式の数に、1株に満たない端数がある場合、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従い、その端数の合計数(その合計数に1株満たない端数があ

る場合は、これを切り捨てるものとする。)に相当する甲の普通株式を売却し、その端数に応じてその売却により得られた代金を当該株主に交付する。

第3条(甲の資本金および準備金の額に関する事項)

本株式交換に際して増加する甲の資本金および準備金の額は、次のとおりとする。

- (1)増加する資本金の額 金 0円
- (2)増加する資本準備金の額 会社計算規則第39条の定めに従い増加することが必要とされる最低額
- (3)増加する利益準備金の額 金0円

第4条(効力発生日)

株式交換がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、平成27年6月16日とする。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲乙協議のうえ、書面による合意により、これを変更することができる。

第5条(株式交換契約承認株主総会)

乙は平成27年5月25日を開催日として、株主総会を招集し、本契約の承認および本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲乙協議のうえ、書面による合意により、開催日を変更することができる。

2.甲は会社法第796条第3項本文の規定により、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けずに本株式交換を行う。但し、会社法第796条第4項の規定により、本契約について甲の株主総会の決議による承認を受けることが必要であることが判明した場合には、甲は効力発生日の前日までに、甲の株主総会を招集し、本契約の承認および本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。

第6条(会社財産の管理)

甲および乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約締結後、効力発生日に至までの間、それぞれ善良なる管理所の注意をもってその業務の執行および財産の管理、運営を行うものとし、本株式交換にかかる手續を除き、その財産または権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為は、あらかじめ甲乙協議し合意する場合に限り、これを行うことができるものとする。

第7条(インセンティブ報酬及び違約金)

甲及び乙は、乙の株主兼代表取締役である松本祐一郎氏及び清水博康氏に対し、一定の達成条件を前提として、インセンティブ報酬及び違約金を定める旨の契約を締結することができるものとする。

第8条(保全措置)

甲及び乙は、乙が保有する乙の株主兼代表取締役松本祐一郎氏及び清水博康氏に対する金銭債権及び第7条の違約金の行使を担保するために、一定期間、甲又は乙が必要と判断する場合には、乙の株主兼代表取締役である松本祐一郎氏及び清水博康氏に割り当てる甲の株式を保全することができるものとする。

第9条(乙の経営への継続従事義務)

本契約締結において、乙の株主兼代表取締役松本祐一郎氏及び清水博康氏は、効力発生日から起算して最低3年間以上は、乙及び甲のグループ会社において引き続き従事しなければならない。但し、甲が許諾した場合には、経営従事義務期間を短縮又は免除できるものとする。

第10条(株式交換条件の変更および本契約の解除等)

本契約締結後、効力発生日に至るまでの間において、(1)天災地異その他事由により、甲または乙の財産状態もしくは経営状態に重大な変動が生じた場合、(2)本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、(3)その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、それぞれ相手方に通知し、甲乙協議のうえ、書面による合意により、本株式交換の条件その他の内容を変更し、または本契約を解除し本株式交換を中止することができる。

第11条(本契約の失効)

本契約は、(1)甲もしくは乙の第5条に定める株主総会において、本契約の承認および本株式交換に必要な事項に関する決議(但し、甲については第5条第2項但書に該当する場合に限る。)がなされないとき、(2)本株式交換の効力発生のために事前に必要な法令に定める関係官庁もしくは金融商品取引所等の承認の取得その他の手續が完了しないとき、または、(3)前条各項の規定に従って本契約が解除され本株式交換が中止されたときは、その効力を失う。かかる場合、甲および乙は互いに損害金、損失、費用その他一切の負担(以下、併せて「損害等」と総称する。)に係る賠償を相手方に請求できない(但し、相手方の故意または重過失により損害等が発生した場合を除く。)

第12条(租税公課)

本株式交換について法令上課徴される租税公課がある場合は、各当事者は、その法令上の責任に従って、その負担すべき税金等を各自支払う責を負う。

第13条(準拠法)

本契約は、日本法に準拠し、同法に従い解釈されるものとする。

第14条(本契約に定めのない事項)

本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項、その他本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙誠実に協議のうえ、これを定める。

第15条(合意管轄)

本契約に関するいかなる紛争についても、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判とする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成27年5月25日

甲：
東京都港区赤坂二丁目13番5号
株式会社RVH
代表取締役 沼田 英也

乙：
東京都渋谷区恵比寿一丁目8番11号
株式会社スカイリンク
代表取締役 松本 祐一郎

代表取締役 清水 博康

(4) 本株式交換に係る割当の内容の算定根拠

割当の内容の根拠及び理由

当社及びスカイリンクは、第三者機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果、両社の財務状況、業績動向、株価動向等を参考に、両社間で慎重に協議を重ねた結果、上記(3)記載の株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意いたしました。なお、株式交換比率は、その前提となる諸条件について重大な変更が生じた場合、両社間で協議の上変更することがあります。また、本株式交換に伴う新株発行により、株式の希薄化が生じることとなりますが、上記本株式交換の目的のとおり、当社は、本株式交換によりスカイリンク子会社化を通じて各社の事業推進を加速化させ、グループ全体のシナジー効果を得ることで、企業価値ならびに株式価値の向上を図れるものと判断しております。

算定に関する事項

1)算定機関の名称ならびに当事会社との関係

当社は、本株式交換に際して交付される当社の株式の数の算定にあたって公平性・妥当性を担保するため、当社及びスカイリンクから独立した第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(東京都千代田区永田町 代表取締役 能勢元 以下、「東京フィナンシャル・アドバイザーズ」という)に算定を依頼いたしました。なお、算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズは、当社及びスカイリンクから独立した算定機関であり、当社及びスカイリンクの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

2)算定の概要

スカイリンクの株式価値については、第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズに株式価値の算定を依頼いたしました。東京フィナンシャル・アドバイザーズは、当該株式の評価において、評価対象会社の収益性および将来性を反映した評価結果が得られることから、DCF(ディスカウント・キャッシュフロー)法を採用し

ております。DCF法においては、スカイリンクが作成した3ヶ年事業計画に基づき算出した将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しており、割引率は14.295%を採用しております。なお、同事業計画では、平成27年5月期にゲームアプリ事業による増益（営業利益37百万円）、平成28年3月期以降は決算期変更、共同事業等によりリスクを分担させた自社タイトルリリース展開による利益率の向上、内製率向上による外注費の圧縮、新規受託開発案件におけるロイヤリティ料率の向上等による増益（平成28年3月期：営業利益96百万円、平成29年3月期：営業利益172百万円、平成30年3月期：営業利益330百万円）を見込んでおります。また、当社は、当該事業計画について、経営者ヒアリングのほか、同社の直近試算表から、平成27年5月期の2月末時点において営業利益26百万円に達していることを確認し、現時点における事業計画の進捗状況を把握するとともに、台湾スタジオ等の開発体制について視察し、計画値の妥当性を確認しております。

当社の株式価値については、当社が東京証券取引所市場第二部に上場していることから、市場評価方式により算定いたしました。東京フィナンシャル・アドバイザーズは、平成26年11月21日付にて当社が開示いたしました「株式会社D S Cの株式追加取得に伴う子会社化に関するお知らせ」及び「通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」公表以降、当該開示以前の期間とは異なる株価形成が確認されていることから、同日以降の株価のみを算定の基礎とし、本件株式交換に係る取締役会決議日の前日である平成27年5月22日を算定基準日として、平成26年11月21日から算定基準日まで、算定基準日の直前3ヵ月及び1ヶ月間、算定基準日の各期間における市場終値の出来高加重平均により算定の基礎としました。

以上を踏まえ、東京フィナンシャル・アドバイザーズは、DCF法を用いてスカイリンクの株式価値総額を2,767千円から3,383千円と算定しており、当該株式価値算定において当社株式の1株当たりの算定価値を1とした場合の算定結果は、以下のとおりであります。

採用手法		株式交換比率の算定結果
当社	スカイリンク	
市場株価法	DCF法	3,780.51 ~ 5,056.85

以上の算定結果を踏まえ、当社は本株式交換比率について検討し、スカイリンクと交渉を行った結果、スカイリンク株式1株に対して、当社株式4,350株を割当てることと決定いたしました。

(5)本株式交換後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社R V H
本店の所在地	東京都港区赤坂二丁目13番5号
代表者の氏名	代表取締役 沼田英也
資本金の額	1,619,443千円（平成27年3月31日現在）
純資産の額	3,972,813千円（平成27年3月31日現在）
総資産の額	8,284,186千円（平成27年3月31日現在）
事業の内容	グラフィックス事業、システム開発ソリューション事業、ビジネスソリューション事業、広告事業、コンサルティング事業

以上